

令和元年第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月30日(木) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(12人)
農業委員 金田 起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳
山本 賢一 太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 無し
5. 議事録署名者指名 田代 洋一 議長
議事録署名委員 中山 一一 太田 桂子
6. 議 事
 - (1) 議案 第18号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第19号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第20号 農用地利用集積計画の同意について

島村次長 皆さんこんにちは。本日は局長が所要により欠席しておりますので私が進行させていただきます。それでは定刻となりましたので令和元年第5回の通常総会を開催いたします。
本日は、農業委員さんの出席者数は12名中12名全員出席ということで、本日の総会が成立したことをご報告いたします。
それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 こんにちは、田植え前のお忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。実は昨日帰ってきたのですが、月曜から全国の農業委員会の会長と事務局長の全国大会がありまして、熊本県から85名が参加し、内容としては法律が変わって最適化、集積とか集約についての話がありまして、一番勉強になりましたのが、県選出の国会議員さん、衆議院・参議院含めて10名ぐらいいらっしゃるんですけど、この人

達との意見交換会、話し合いがあり、農地の問題になっている相続していない農地、不明農地が結構あるので全国的に2割の農地があり、農地については法改正があり、手続きが簡易になりましたが、それでも手続きは煩雑で、恒久的には解決していませんが、野田先生をはじめ国会内で議論されていくといった話を聞くことができました。それと茨城県の茨城町に行きまして、宇土市と同じように農業が盛んで、葉物野菜の一団地で、経営状態も良くて消費地に近く輸送費が安価にできることなどを聞くことができました。農業委員会の活動も活発で遊休地や耕作放棄地の解消で素晴らしい実績を挙げられており、町独自で予算化して推進を行っておられました。非農地証明についても積極的に取り組まれていました。次に埼玉県の研究施設でスマート農業について、自動運転の田植機やトラクターのデモ走行を見ておくことができました。今後は担い手が少なくなっていくためこういったものを導入していく必要があるとのことで、大変勉強になりました。今日の案件は少ないですけれども、スムーズな審議をお願いしまして、私のあいさつに代えさせていただきます。

島村次長 ありがとうございます。その前に佐美三副会長から皆様に一言お礼を申し上げたいとのことですのでよろしく申し上げます。

佐美三副会長 2月から事故により総会を欠席し、また、皆様からお見舞いをいただきましてありがとうございました。

島村次長 次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長 それでは、平成31年第5回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、中山委員さんと太田委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということに

なっています。確認委員さんには説明をお願いいたします。

それでは、今月の議案審議をお願いします。

議案第18号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について確認委員は佐美三委員さんですので説明をお願いします。

佐美三委員 申請番号1番につきまして説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積は770㎡、耕作面積4,566㎡、申請面積770㎡です。貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族は1人、権利の種類は売買です。よろしく申し上げます。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、1番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約200mであり、農業年数約50年、農機具も所有し、主たる作物はにんにくとみかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は堀委員さんですので説明をお願いします。

堀委員 申請番号2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、3筆合計で登記面積1,159㎡、耕作面積17,791㎡、申請面積1,159㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族1名、権利の種類売買です。よろしく申し上げます。

田代議長 はい、確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、2番について補足説明します。申請地までの通作距離は約500mで、農業経験年数23年、農機具も所有し、主たる作物は、米とみかんになります。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので2番については承認いたします。以上で議案第18号については2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第19号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は佃委員さんですので、説明をお願いします。

佃委員 1番につきまして説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積327㎡、うち転用面積も327㎡。権利の種類、所有権（有償）売買。転用目的は個人住宅51.75㎡。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、1番について補足説明します。地図は5ページです。申請人は高柳町に居住する個人で、現在借家住まいであり、住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は住環境が整っており適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、土地計画の用途地域であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。以上で、議案第19号については1件承認を得ましたので、申請番号1番については許可書を交付します。次に議案第20号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。これについては農業委員会規則第12条「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、掃本農地最適化推進委員の退席を求めます。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。資料の8ページをお開きください。番号29番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目が3筆とも田、合計面積2,487㎡、令和元年5月30日から令和6年5月29日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は3筆中、1筆は6万円、残る2筆は併せて6万円となっております。番号30番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積552㎡で、令和元年5月31日から令和6年5月30日までの5年間の使用賃借権の再設定となっております。番号31番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、合計面積1,383㎡で令和元年5月30日から令和6年5月29日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は2筆とも10アール当たり10,000円から35,000円となっております。番号32番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、合計面積2,667㎡で令和元年7月1日から令和11年6月30日までの10年間の賃借権の設定となっております。借賃は令和6年7月1日以降、10a当たり10,000円となっております。番号33番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、合計面積7,489㎡で令和元年7月1日から令和11年6月30日までの10年間の賃借権の設定となっております。借賃は10a当たり35,000円となっております。番号34番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積は957㎡、令和元年7月1日から令和11年6月30日までの10年間の賃借権の設定となっており、借賃は10a当たり25,000円となっております。番号35番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積2,332㎡で

令和元年7月1日から令和11年6月30日までの10年間の貸借権の設定となっており借賃は10a当たり13,000円となっております。次の②から⑤につきましては農業公社のあっせん事業による売買になります。番号2番, 買い手, 売り手, 土地の所在は議案書記載のとおりです。地目3筆とも田, 合計面積7,276㎡で所有権移転となっております。番号3番, 買い手, 売り手, 土地の所在は議案書記載のとおりです。地目田, 面積4,066㎡で所有権移転となっております。番号4番, 売り手, 買い手, 土地の所在は議案書記載のとおりです。地目田, 面積1,054㎡で所有権移転となっております。番号5番, 売り手, 買い手, 土地の所在は議案書記載のとおりです。地目田, 面積614㎡で所有権移転となっております。次に9ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況一覧表となっております。続きまして10ページをお開き下さい。こちらのページ左側が今月の農用地利用権設定と所有権移転の面積となっております。合計だけを読み上げますと, 利用権の設定が17,867㎡, 所有権の移転が13,010㎡行われています。そして右側が1月からの累計となります。合計だけ読み上げますと利用権設定が109,191㎡, 所有権の移転が17,076㎡となっております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしとのことで議案第20号については同意をいたします。以上で議案第20号について同意したことを市へ通知いたします。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。その他, 事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 事務局からはありません。

佐美三副会長 以上で第5回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 中山 一一 印

議事録署名人 太田 桂子 印